

設計業務共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

改正後 (R5.10.1)	現 行(R3.10.1)
<p>第1-1条 [略]</p> <p>第1-2条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4)「検査員」とは、設計業務等の完了の検査に当たって、契約書第<u>32</u>条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。 (5)～(42) [略]</p> <p>第1-3条～第1-12条 [略]</p> <p>第1-13条 業務実績データの作成及び登録 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、<u>（一財）日本建設情報総合センター（以下「JACIC」）が実施している業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後、15日（土曜日、日曜日、祝日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（土曜日、日曜日、祝日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（土曜日、日曜日、祝日等を除く）以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</u> なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は3名までとする）。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。 なお、変更時と完了時の間が、15日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても<u>同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</u> ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p> <p>第1-14条～第1-17条 [略]</p> <p>第1-18条 成果物の提出 1～2 [略] 3 受注者は、「電子納品に係る実施要領」（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子デ</p>	<p>第1-1条 [略]</p> <p>第1-2条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4)「検査員」とは、設計業務等の完了の検査に当たって、契約書第<u>31</u>条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。 (5)～(42) [略]</p> <p>第1-3条～第1-12条 [略]</p> <p>第1-13条 業務実績データの作成及び登録 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を<u>作成し、</u>受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、<u>書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</u> なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は3名までとする）。 また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。 なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、<u>速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。</u> ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p> <p>第1-14条～第1-17条 [略]</p> <p>第1-18条 成果物の提出 1～2 [略] 3 成果物は、原則として「電子納品に係る実施要領」（以下「要領」という。）に基づいて作</p>

設計業務共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

改正後 (R5.10.1)	現 行(R3.10.1)
<p><u>ータを電子媒体で提出しなければならない。電子納品にあたっては、「電子納品運用ガイドライン（案）」「CAD製図基準に関するガイドライン（案）」等を参考にし、監督員と協議の上電子化の範囲等を決定しなければならない。なお、「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。</u></p> <p><u>4 受注者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。</u></p> <p>第1-19条 [略]</p> <p>第1-20条 検査</p> <p>1 ~2 [略]</p> <p>3 (1) [略]</p> <p>(2) 設計業務管理状況の検査設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。必要により現地検査を行う。</p> <p>なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン（案）」を参考にするものとする。</p> <p>第1-21条～第1-28条 [略]</p> <p>第1-29条 再委託</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、資料整理、模型作成、速記録の作成、アンケート票の配付、電子納品の作成作業などの簡易な業務、その他特別仕様書に定める事項の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。</u></p> <p>3 受注者は、<u>前2項</u>に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>4 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合<u>には</u>、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し<u>設計業務等の実施について</u>適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。</p> <p>なお、協力者が、長野県建設工事入札参加資格者もしくは測量・調査・設計コンサルタント入札参加資格者である場合は、入札参加停止期間中<u>に再委託してはならない。</u></p> <p>5 受注者は、初回打合せ時に契約書第7条第1項から第3項の各項に規定する再委託（予定を含む）の有無について、発注者に説明するものとし、受注者はその結果を<u>打合せ記録簿</u>に</p>	<p><u>成した電子データにより提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。</u></p> <p>[新設]</p> <p>第1-19条 [略]</p> <p>第1-20条 検査</p> <p>1 ~2 [略]</p> <p>3 (1) [略]</p> <p>(2) 設計業務管理状況の検査設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。必要により現地検査を行う。</p> <p>なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン（案）」<u>【業務編】</u>を参考にするものとする。</p> <p>第21条～第28条 [略]</p> <p>第1-29条 再委託</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、アンケート票の配付、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特別仕様書に定める事項とする。</u></p> <p>3 受注者は、<u>第1項及び第2項</u>に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>4 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。</p> <p>なお、協力者が、長野県建設工事入札参加資格者もしくは測量・調査・設計コンサルタント入札参加資格者である場合は、入札参加停止期間中<u>であってはならない。</u></p> <p>5 受注者は、初回打合せ時に契約書第7条第1項から第3項の各項に規定する再委託（予定を含む）の有無について、発注者に説明するものとし、受注者はその結果を<u>書面（打合せ記</u></p>

設計業務共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

改正後 (R5.10.1)	現 行(R3.10.1)
<p>記録しなければならない。また、受注者は、契約書第7条3項により再委託に付する場合には、業務計画書において業務組織計画等に明示しなければならない。</p> <p>第1-30条 [略]</p> <p>第1-31条 守秘義務</p> <p>1 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。<u>ただし、成果物の発表に際しての守秘義務について、第1-30条第1項の承諾を受けた場合には、この限りではない。</u></p> <p>第1-32条～第40条 [略]</p> <p>第2-1条～第2-8条 [略]</p> <p>第2-9条</p> <p>1～6 [略]</p> <p><u>[削る]</u></p> <p>7～9 [略]</p> <p>第2-10条～第2-11条 [略]</p>	<p><u>録簿</u>に記録しなければならない。また、受注者は、契約書第7条3項により再委託に付する場合には、業務計画書において業務組織計画等に明示しなければならない。</p> <p>第1-30条 [略]</p> <p>第1-31条 守秘義務</p> <p>1 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p> <p>第1-32条～第40条 [略]</p> <p>第2-1条～第2-8条 [略]</p> <p>第2-9条</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 発注者は、設計において、「農林水産省土地改良事業標準設計図面集」及び「土地改良工事標準設計（長野県農政部）」に集録されている構造物を採用する場合には、上位図書である「農林水産省土地改良事業計画設計基準」で照査・確認のうえ、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者は、これを遵守しなければならない。</p> <p>なお、これらの定められた数量計算は単位当たり数量を基として行うものとする。</p> <p>8～10 [略]</p> <p>第2-10条～第2-11条 [略]</p>